

I 千葉県高齢者保健福祉計画について

1 策定の趣旨

本県の高齢化は急速に進んでおり、令和7年（2025年）には、県民の3割が65歳以上となり、75歳以上の高齢者は都市部を中心に大幅に増加することが見込まれています。また、令和22年（2040年）には、生産年齢人口の減少に伴い、総人口が減少する一方で、いわゆる団塊ジュニアが高齢者となり、高齢者人口がピークになるとされています。

このため、これまで「高齢者の活躍支援」及び「地域包括ケアシステムの構築」を基本目標に置き、具体的な事業を展開してきたところですが、その方向性を継承しつつ、さらに取り組みを充実、強化していく必要があります。

本計画では、こうした高齢化の進展を踏まえ高齢者が、生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現を目指して、本県の課題に対応するために取り組む施策を盛り込みました。

2 位置付け等

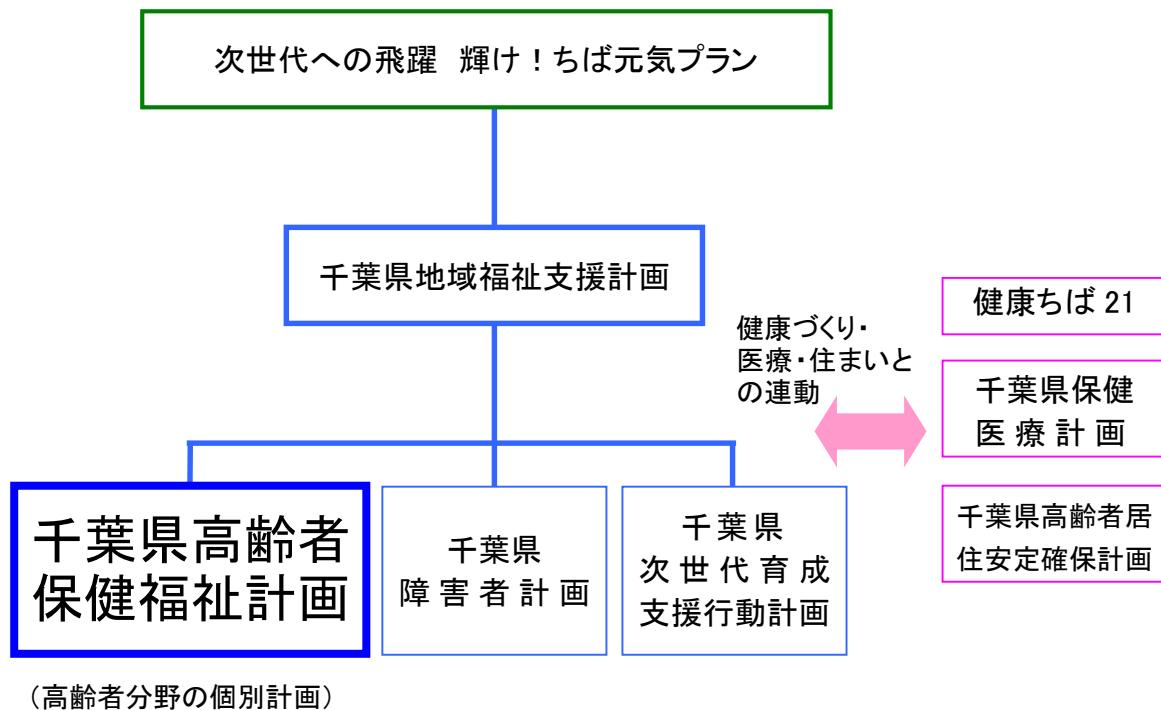
本計画は老人福祉法第20条の9に基づく「老人福祉計画」と介護保険法第118条に基づく「介護保険事業支援計画」を一体的に策定したものであり、県の総合計画である「次世代への飛躍 輝け！ちば元気プラン」や福祉総合計画である「千葉県地域福祉支援計画」の高齢者福祉分野に関する個別計画となっています。

また、（認知症基本法第12条（及び12条の2）に基づく、認知症施策の推進に関する計画として、認知症施策の基本となる事項を定めるとともに）「介護保険事業支援計画」の中に介護給付の適正化に関する事項を盛り込みました。

計画の実施にあたっては、「千葉県保健医療計画」、「健康ちば21」、「千葉県障害者計画」及び「千葉県高齢者居住安定確保計画」等の関連する他計画との連携を図りながら進めます。

市町村においても、老人福祉計画及び介護保険事業計画を定めることになっていますが、県計画は、広域的な見地から、県内における介護サービス基盤の整備方針や人材の養成確保方策などを定め、市町村計画を支援します。

図 1-1 千葉県高齢者保健福祉計画と他の計画の関係



3 計画期間

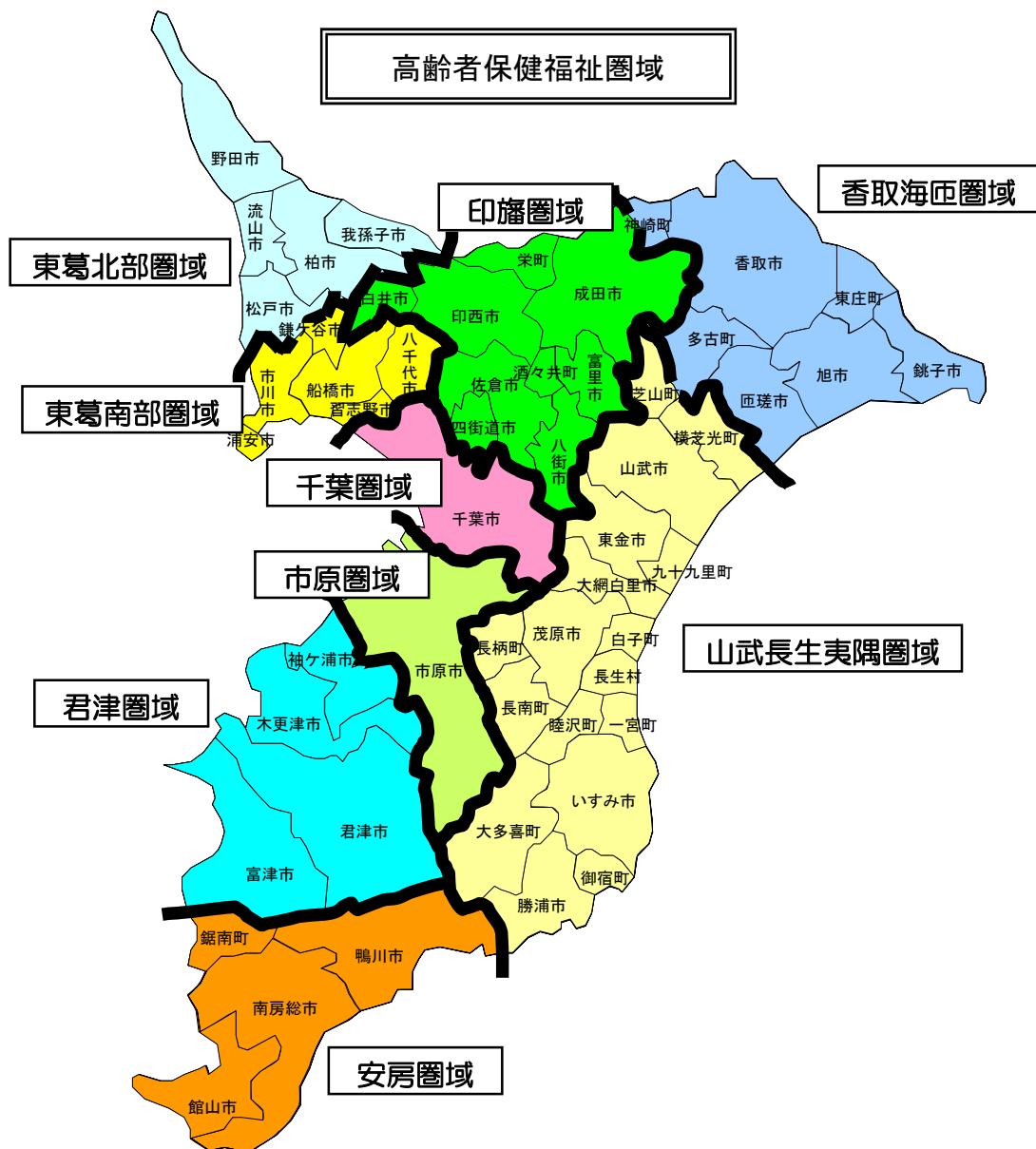
計画期間は令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とし、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）及び現役世代が急減し、高齢人口がピークを迎える令和22年度（2040年度）を見据えた計画とします。

4 高齢者保健福祉圏域

高齢者福祉・介護サービス等の提供をより効果的かつ合理的に進めるためには、市町村の行政区域を越えた広域的な観点で、施策を調整すべき場合もあります。

そのため、千葉県保健医療計画における「二次保健医療圏」と一致する「高齢者保健福祉圏域」を設定し、圏域ごとの地域課題に対応していくとともに、必要に応じ特別養護老人ホーム等の施設整備数を調整します。

また、中核地域生活支援センターと県内全市町村に設置されている地域包括支援センターとの連携強化が図れるよう、健康福祉センター〔保健所〕の所管区域ごとのサブ圏域を、本県独自に設定しています。



圏域	サブ圏域	構成市町村
千葉		千葉市
東葛南部	市川	市川市、浦安市
	習志野	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
	船橋	船橋市
東葛北部	野田	野田市
	松戸	松戸市、流山市、我孫子市
	柏	柏市
印旛		成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
香取海匝	香取	香取市、神崎町、多古町、東庄町
	海匝	銚子市、旭市、匝瑳市
山武長生夷隅	山武	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、芝山町、横芝光町
	長生	茂原市、一宮町、陸沢町、長生村、白子町、長柄町、長南町
	夷隅	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
安房		館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
君津		木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原		市原市

5 基本理念と基本的視点

(1) 基本理念

高齢者が個性豊かに生き生きと、安心して暮らし続けられる地域社会の実現

一人ひとりが個性豊かに生き生きとした生活を送り、誰もが地域の必要な一員として認め合い、安心して暮らし続けられる地域社会の実現を、世代を超え、地域のみんなが力を合わせて目指します。

(2) 基本的視点

計画全体を貫く考え方、それぞれの施策や事業の実施にあたり常に持つべき視点を基本的視点として位置付けました。

(i) 地域共生社会の実現

高齢者をはじめ、障害者、児童、生活困窮者など様々な人が地域の中で、相互に支え合う関係を構築することによって、誰もが役割を持ち、活躍できる地域づくりが求められています。

(ii) 高齢者の尊厳の確立

高齢期の暮らしを、その人らしく最後まで尊厳を持って送ることができる社会を目指すことが重要です。

(iii) 生涯現役社会の実現

総人口が減少し、高齢者人口が増加する中、年齢や性別に関わらず、個人の意欲や能力に応じて、就業や社会活動を通じて社会の中で役割を担う生涯現役社会に向けた環境づくりを推進していく必要があります。

(iv) 安心・安全・健やかな生活環境の整備

災害に強い、犯罪・交通事故等の被害に遭わない環境づくりや、バリアフリー環境の整備を推進することで、安心して生活できる環境づくりを目指します。

6 基本目標

この計画の取組を通して目標とする社会の実現に向けて、2つの基本目標を掲げ、それぞれの目標達成に必要な基本施策を位置付けます。

I 個性豊かに、健康で生き生きとした暮らしの実現

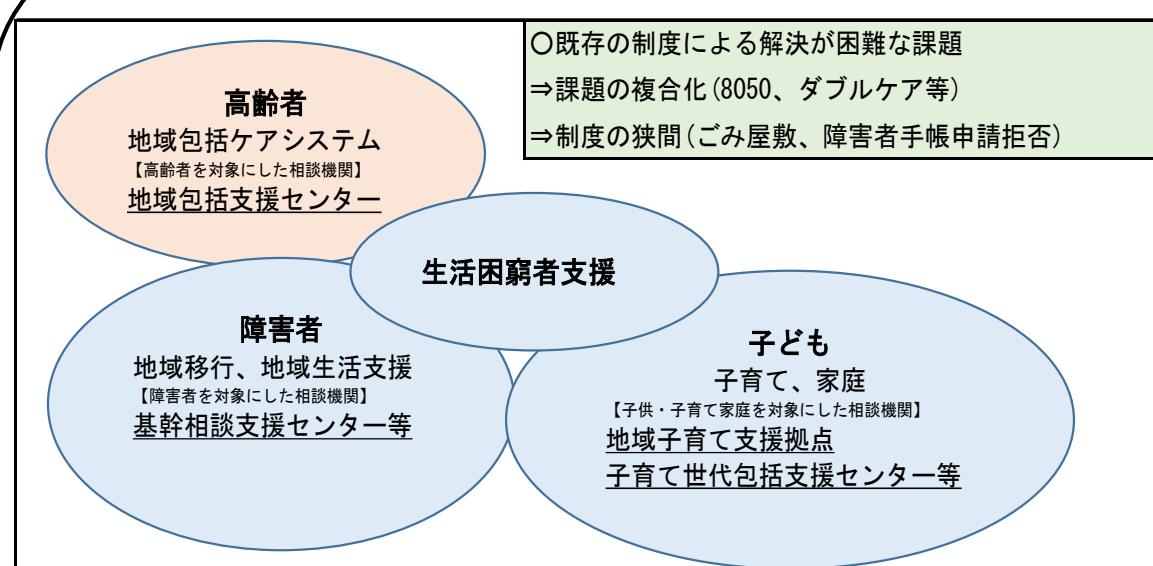
高齢者の活躍を支援するための目標です。

高齢者が自ら健康管理を行い、また、就労や社会貢献活動、趣味やスポーツ等、様々な社会参加を通じて生きがいのある自分らしい生活を実現させていくことが、生活の質の向上につながります。

II 介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせる地域社会の構築**～地域共生社会実現のための地域包括ケアの推進～**

地域社会づくりのための目標です。

「支える側」、「支えられる側」といった従来の関係を超えて、地域の中で人と人がつながり、支え合うという関係を構築することで、介護が必要になっても、安心して自分らしく暮らせるような地域社会の実現を目指します。

地域包括ケアと地域共生社会の関係について（検討中）

出典：厚生労働省（一部加工）

地域包括ケアシステムは、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで送るために必要な支援を包括的に確保するという理念を普遍化したものであり、障害者・子育て分野についても同様の制度運用がなされています。

そのような中、地域では高齢化、人口減少が進行し、複合的な課題を有する場合や分野横断的な対応が必要な課題等が生じ、新しい包括支援体制、誰もがニーズに合った支援を受けられる地域づくりが求められるようになりました。

それは、高齢者を対象とした地域包括ケアシステムを深化させ、高齢者のみならず障害者、生活困窮者等様々な住民の参画と協働により、誰もが支え合う地域共生社会の実現を目指すものです。

7 施策体系

基本理念と2つの基本目標の実現に向け、8つの基本施策及び34の具体的施策を定め、計画期間内に展開していきます。

基本目標Ⅰ とした暮らしの実現 個性豊かに、健康で生き生き	基本施策 1 生涯現役社会の実現に向け、社会参加・生きがいづくりを支援する環境の整備の促進
	① 生涯現役社会に向けた意識の醸成と高齢者が役割を持って活躍する地域づくりの推進
	② 高齢者が意欲・能力に応じて働き続けることができる環境づくりの推進
	③ 生きがいづくりの支援
	基本施策 2 健康寿命の延伸とともに自立した生活に向けた高齢者的心身の機能の維持・向上の促進
	① 高齢者の健康づくりや生活習慣病対策等の推進
	② 自立支援、介護予防及び重度化防止の推進
基本目標Ⅱ 介護が必要な地域社会実現のための安心のしでんを地域包括ケアでよく暮らせる地域社会の構築	基本施策 1 地域共生社会の実現を目指した、誰もが互いに見守り支え合う安全・安心な地域づくりの推進
	① 地域での支え合い・見守りネットワークの整備促進
	② 生活支援体制整備の促進
	③ 生涯を通じた福祉に関する教育・学習・ボランティア活動の促進
	④ 安全・安心な生活環境の確保
	⑤ 困難を抱える高齢者への支援
	⑥ 災害等の緊急時における対応
	基本施策 2 医療・介護連携の推進と地域生活を支える介護サービスの充実
	① 在宅医療の推進と看取り
	② 医療・介護サービスの連携強化と多職種協働の推進
	③ 地域リハビリテーションの充実
	④ 介護サービスの整備・充実
	⑤ 介護サービスの質の確保・向上
	⑥ 介護する家族への支援
	基本施策 3 高齢者が暮らしやすい住まい・まちづくりの推進
	① 多様な住まいのニーズへの対応
	② 自立や介護に配慮した住宅の整備促進
	③ 施設サービス基盤等の整備促進
	④ 自立や介護に配慮した安全・安心なまちづくりの促進
	基本施策 4 地域包括ケアシステムを支える人材の確保・育成・定着に向けた取組の推進
	① 人材の確保・養成
	② 人材の育成
	③ 人材の定着
	④ 業務仕分けや業務改善の取組推進
	基本施策 5 認知症の人やその家族などに対する総合的な支援の推進
	① 認知症に対する正しい理解の普及・啓発と認知症バリアフリーの推進
	② 認知症予防の推進
	③ 早期診断と適切な医療・介護連携体制の整備、多職種協働の推進
	④ 認知症支援に携わる人材の養成
	⑤ 本人やその家族への支援と本人発信支援
	⑥ 若年性認知症施策の推進
	基本施策 6 地域包括ケアシステムの推進や介護給付適正化に向けた市町村の取組支援
	① 地域包括ケアシステムの推進に向けた県民の理解の促進
	② 地域の特性に応じた体制づくりを進める市町村への支援
	③ 介護給付適正化に向けた市町村への支援

8 達成状況の評価

基本理念の実現に向け、以下のとおり指標を設定し、計画の進捗を管理します。計画期間における各年度の実績を「千葉県高齢者保健福祉計画策定・推進協議会」に毎年度報告し評価するとともに、評価に基づき取組の見直しを行います。

指標の種類	本計画との対応	指標の性格
最終アウトカム指標	基本理念に対応	計画実施により目指す最終目標となる指標
中間アウトカム指標（1次）	基本目標に対応	最終アウトカム指標の達成に必要と考えられる要素に着目した指標
中間アウトカム指標（2次）	基本施策に対応	中間アウトカム指標（1次）の達成に必要と考えられる要素に着目した指標
取組の実施目標	計画に位置付けた取組に対応	中間アウトカム指標（2次）の実現に向け、計画に位置付けた各取組の実施目標を示す指標

